

# 水質汚濁防止法のしおり

令和 6 年 3 月

長 崎 市 環 境 部

環境政策課監視指導係

長崎市魚の町4番1号

TEL095-829-1156 (直通)

## はじめに

水質汚濁防止法は、私達の健康と生活環境を守るためにつくられた、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制する法律です。

もしも、このような規制がなかったとしたらどうでしょう。人の生活に欠くことのできない水の汚濁が進み、飲料水や魚介類などが汚染され、知らず知らずのうちに人の健康に害を及ぼすようになってしまうのです。

水質汚濁防止法が制定される以前の、汚濁がひどかった頃に比べると、現在、水質の汚濁状況は、かなり改善されてきました。しかしながら、今日では、産業活動や消費生活の変化に伴って、環境中へ排出される物質も多様化してきているので、新しい物質についての規制も、年々強化されてきています。排水を排出する事業者は、法令を遵守するだけでなく、「長崎の海や川をいつまでもきれいに…」という気持ちを忘れずに、安心して暮らせる、美しい街にするよう努力しましょう。

# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 対象となる事業場                        | 1  |
| 2 規制の概要                           | 2  |
| 3 届出事務                            | 3  |
| (1) 特定施設の届出の概要                    | 3  |
| (2) 届出書の作成要領及び記載上の注意              | 4  |
| 4 排水規制と測定義務（法第14条）                | 7  |
| (1) 排水基準                          | 7  |
| (2) 測定義務                          | 7  |
| 5 構造基準、使用基準と点検・記録義務（有害物質を取り扱う事業場） | 9  |
| (1) 構造基準                          | 9  |
| (2) 使用基準                          | 11 |
| (3) 点検・記録義務                       | 12 |
| 6 事故時の措置（法第14条の2）                 | 15 |
| 7 罰則等                             | 16 |
| 8 特定施設一覧（水質汚濁防止法施行令 別表第1）         | 17 |
| 9 国が定める排水基準（一律排水基準）【法第3条第1項】      | 27 |
| (1) 有害物質に係る排水基準 【健康項目（28物質）】      | 27 |
| (2) 生活環境項目に係る排水基準 【生活環境項目（15項目）】  | 28 |
| 10 県が定める排水基準【上乗せ排水基準（県条例）】        | 29 |
| 11 環境基準                           | 31 |
| (1) 生活環境の保全に関する環境基準               | 31 |
| (2) 人の健康の保護に関する環境基準               | 32 |
| (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準               | 32 |

# 1 対象となる事業場

## 1.届出の提出、排出水の規制等

①**特定施設** (\*1) を設置する事業場 (**特定事業場**) で、**公共用水域** (\*2) に**排水** (\*3) を排出する事業場

②排水の全量を下水に排出する事業場で、**有害物質** (\*4) を製造・使用・処理する**特定施設** (**有害物質使用特定施設**) を設置する事業場 (**有害物質使用特定事業場**)

## 2.地下水汚染の未然防止対策

有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設 (**有害物質貯蔵指定施設**) を設置する事業場

## 3.事故時の措置

**指定施設** (\*5)、**貯油施設等** (\*7) を設置する事業場 (事故時の措置に関する規定のみ)

## 4.その他

排水を公共用水域へ排出又は地下へ浸透させる全ての事業者(事業者の責務に関する規定のみ)

|             |  |
|-------------|--|
| *1<br>特定施設  | 有害物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水等(汚水又は廃液)を排出する施設で政令で定めるもの。<br>⇒ P.17～「2 特定施設一覧」参照  |
| *2<br>公共用水域 | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路(終末処理場に接続している下水道を除く)。   |
| *3<br>排水    | 特定事業場から公共用水域に排出される全ての水(雨水・冷却水等を含む)。<br>※当該特定事業場に設置される特定施設からの排水のみならず、特定施設以外の施設からの排水や、雨水も含めて、一体として「排水」として規制の対象となります。したがって、 <u>下水道接続の特定事業場であっても、届出の必要があります。</u><br>なお、雨水は排水にあたりませんが、排水の量には算入しません。<br>特定事業場に2以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用されます。 |
| *4<br>有害物質  | カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じおそれがある物質として政令で定める物質。(28物質)<br>⇒ P.27「9 国が定める排水基準(一律排水基準)【法第3条第1項】」参照  |
| *5<br>指定施設  | 有害物質を貯蔵、若しくは使用し、又は <b>指定物質</b> (*6) を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。<br>また、指定施設を設置する事業場を指定事業場という。  |
| *6<br>指定物質  | 有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質。(56物質)<br>⇒ P.15「6 事故時の措置」参照   |
| *7<br>貯油施設等 | 政令で定める重油その他の政令で定める油を貯蔵する貯油施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設(特定施設を除く)。油は、次のとおりです。<br>⇒①原油、②重油、③潤滑油、④軽油、⑤灯油、⑥揮発油、⑦動植物油   |

## 2 規制の概要

### ①特定施設・有害物質貯蔵指定施設の設置・変更・廃止等の届出

(法第5, 7, 10, 11条)

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置・廃止する場合、構造等を変更する場合等に届出する必要があります。

(⇒ P.3～)

### ②排水基準の遵守

(法第12条)

特定事業場は、排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。

(⇒ P.7～)

### ③排出水の測定・記録

(法第14条)

特定事業場は、排出水の汚染状態を年1回以上測定し、測定結果を3年間保管しなければなりません。(⇒ P.7～)

### ④有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設における構造基準の遵守・ 定期点検の実施

(法第12条の4)(法第14条)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を有する事業場は、構造基準を遵守し、定められた頻度で定期点検を行う必要があります。(⇒ P.9～)

### ⑤事故時の応急措置・届出

(法第14条の2)

事業場において事故が発生し、有害物質や指定物質、油を含む水等が排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある時は、応急の措置を講じ、講じた措置の概要を届ける必要があります。(⇒ P.15)

### ⑥有害物質の地下浸透防止

(法第12条の3)

有害物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。

### 3 届出事務

#### (1) 特定施設の届出の概要

水質汚濁防止法で定める特定施設の届出の概要は次のとおりです。該当があれば、市長に届出が必要です。特定施設等の設置や変更については、**(※) 工事着工の60日前まで**に届出する必要があります。余裕をもってご相談下さい。

| 届出の種類             | 根拠条文        | 届出義務者  | 制約事項・その他  |
|-------------------|-------------|--|---|
| 特定施設の設置           | 第5条<br>第1項  | 工場又は事業場から公共水域に水を排出する者であって、特定施設を設置しようとする者（特定施設の入替え、増設を含む。）        | 第8条及び第9条との関係から <b>工事着工の60日前まで</b><br>(※) 期間短縮あり |
| 有害物質使用<br>特定施設の設置 | 第5条<br>第2項  | 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者であって、有害物質使用特定施設を設置しようとする者 | 同上  |
|                   | 第5条<br>第3項  | 事業場からの排水(雨水を含む)の全量を下水道に放流する事業場に設置する特定施設で有害物質を使用する者               | 同上  |
| 有害物質貯蔵<br>指定施設の設置 |             | 有害物質を含む液状のものを保管する施設(瓶、缶の容器は除く)                                   |   |
| 特定施設等の<br>構造等の変更  | 第7条         | 特定施設若しくは有害物質貯蔵施設の構造・使用の方法などの変更、汚水の処理方法・汚染状態及び量の変更等を実施しようとする者     | 同上  |
| 氏名等の変更            | 第10条        | 届出者の氏名及び住所、事業場の名称及び所在地に変更があったとき                                  | 変更があった日から<br><b>30日以内</b>                       |
| 承継                | 第11条<br>第3項 | 届出をした者から特定施設若しくは有害物質貯蔵施設を譲り受け・借り受け・相続・法人合併・分割等により承継した者           | 承継があった日から<br><b>30日以内</b>                       |
| 特定施設等の<br>使用廃止    | 第10条        | 届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵施設の使用を廃止したとき                                  | 使用を廃止した日から<br><b>30日以内</b>                      |

(※) 市長は、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合、その届出に係る内容を審査した結果、排水基準に適合しないと認められるとき、届出の受理後60日以内に計画の変更又は計画の廃止を命じることができます(計画変更命令 法第8条、法第8条第2項)。このため、届出の受理後60日を経過した後でないと、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更に係る工事に着手できません。ただし、実施制限期間短縮願の有無にかかわらず、届出に係る内容を審査した結果、排水基準に適合すると認められ、実施を制限する必要性が失われた時点をもって、工事実施の制限の期間は短縮されます(実施の制限、法第9条、第9条第2項)

(2) 届出書の作成要領及び記載上の注意

- 様式は長崎市ホームページにてダウンロードできます。  
(<http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/170000/178000/p004030.html>)
- 届出者は、公共用水域に水を排出する者です（法人にあつては代表者。代理人が届出者となる場合は委任状が必要です）。
- 届出をする際は、届出書と以下の添付書類が全て**2部（正・副）**必要です。
- 情報公開制度について、原則全て公開の対象となります。非開示としたい特許案件、技術ノウハウは明示して下さい。

1) 設置（使用・変更）届出書の別紙

|                    |                           |   |
|--------------------|---------------------------|---|
| 別紙                 | 工場又は事業場の概要<br>届出（許可申請）の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工場又は事業場の概要：主な製品名、稼動日数、担当部署など基本的情報を記入する。有害物質を製造・使用・処理している場合には、その物質名・使用量等を記入する。</li> <li>• 届出（許可申請）の概要：特定施設の設置（使用・変更）の理由及び内容を簡潔に説明し、また汚染状態・排出水量・負荷量の増減等について記入する。（変更届の場合は変更前・変更後の両方を対比させて記入する）</li> </ul>   |
| 法第5条第1項（特定施設）に係る届出 |                           |   |
| 別紙1                | 特定施設の構造                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定施設番号及び名称は、水質汚濁防止法施行令別表第1の該当する施設番号及びその名称を記入する。</li> <li>• 同型の施設を同時に複数設置する場合は、まとめて記載してよい（施設数を記入する）。</li> <li>• 型式は、メーカー名・機種名を記入する。</li> <li>• 構造は、施設の主要部分の材質を記入し、汚水等の汚染状態に影響を与えるおそれがある部分の材質については、必ず記入する。</li> <li>• 能力は、施設の公称最大能力を記入する。</li> <li>• 有害物質使用特定施設の場合は、その他参考となるべき事項の欄に、使用物質名・使用量、施設の床面及び周囲の構造等を記入する。</li> </ul> |
| 別紙1の2              | 特定施設の設備                   | <p>（有害物質使用特定施設のみ必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定施設に付帯する配管等の設備について記載する。</li> <li>• 漏洩検知設備等がある場合は構造欄に記載する。</li> <li>• 配置の欄には付帯設備の配置を記載する。地下に設置されている場合はその旨を明記すること。</li> </ul>   |
| 別紙2                | 特定施設の使用の方法                | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚水等の汚染状態の欄には、操業状態を考慮して計画値を記入する。排水基準に定められた事項のうち、使用又は発生等の可能性のある有害物質等については必ず記載する。</li> <li>※原料に含有、副生成等により存在すると推定されるものも記載すること。</li> <li>• 有害物質使用特定施設の場合は、その他参考となるべき事項の欄に、使用物質名・使用量を必ず記入する。</li> </ul>  |

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 別紙3 | 汚水等の処理の方法        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置（変更）しようとする特定施設から排出される汚水等処理するもの全てを記入する。</li> <li>・し尿処理施設（72号）のように、処理施設自体が特定施設である場合は、別紙1・2と別紙3両方に同じ内容を記載すること。</li> <li>・汚水等の汚染状態及び量の欄には、別紙2で記載した項目について同様に記入する。</li> <li>・排水の排出方法は、排水口の位置・数・排水先も含めて記入する。</li> <li>・残さの処理方法で、業者等に委託する場合は、委託先の処理業者名を記入する。</li> </ul> |
| 別紙4 | 排水の汚染状態及び量       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水の汚染状態の欄には、別紙2・別紙3と同様に記入する。</li> <li>※排水基準に定められた事項のうち、特定施設等にかかわらず、事業場内で使用するなど排水中に存在すると推定される項目について全て記載すること。</li> <li>・工場の排水口から公共用水域に排出する全ての場所（排水基準が適用される場所。雨水専用排水口も含む）を記入する。</li> <li>・その他参考となるべき事項には、排水先の公共用水域（河川名等）を記入する。</li> </ul>                            |
| 別紙5 | 排水の排水系統別の汚染状態及び量 | <p><u>（長崎市では提出の必要はありません。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定項目の別（COD、T-N、T-Pの3項目）に作成する。</li> <li>・業種その他の区分が同じであっても、排水口別・特定排水区分別（特定排水、間接冷却水、減圧用排水、生活排水、その他）・業種区分別に、詳細に分けて記入する。</li> </ul>  |
| 別紙6 | 用水及び排水の系統        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統のフロー図には、水量（最大値・通常値の両方）を記載すること。</li> <li>・用途は、「原料用水」「洗浄用水」「冷却用水」「ボイラー用水」「生活用水」「その他」などに区分する。</li> <li>・使用水は、「上水道」「工業用水」「地下水」「河川水」「海水」「その他」などに区別する。また、循環使用水は、その旨を併せて記載する。</li> <li>・用水使用量は、最大値・通常値の両方を記入する。</li> </ul>   |

法第5条第2項（有害物質使用特定施設のうち、排水を地下浸透）に係る届出

別紙7～9、11：別紙1～3、6と同様に記載する。  
 別紙10：浸透施設の位置は、詳しく図示すること。

法第5条第3項（有害物質貯蔵指定施設・有害物質使用特定施設（第1項・第2項を除く））に係る届出

別紙12～15：別紙1、1の2、2、6と同様に記載する。

2) 添付資料

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| 別図1 | 工場付近見取図 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺公共用水域が分かるもの。1 / 1万～1 / 2万5千程度の図面に、工場から主要河川（海域）に流入するまでの排水経路を明示する。</li> </ul> |
|-----|---------|---|



|              |                         |  |
|--------------|-------------------------|--|
| 別<br>図<br>2  | 工場内の配置図                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設、貯蔵指定施設、その付帯設備、関連する主要機械・装置、汚水処理施設等の配置を敷地平面図・建物各階平面図に明示する。<br/>(別紙1、1の2、2、3、7、8、9、12、13、14の関係資料として)</li> </ul>                          |
| 別<br>図<br>3  | 特定施設等の構造図               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設、貯蔵指定施設の立面図、平面図及びその他参考になるもの。主要寸法(L×W×H、単位も)を明示する。<br/>(別紙1、7、12の関係資料として)</li> </ul>  |
| 別<br>図<br>4  | 有害物質使用特定施設等の周囲の構造図      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の床面及び周囲の立面図、平面図、材質その他参考になるもの。主要寸法を明示する。<br/>(別紙1、7、12の関係資料として)</li> </ul>   |
| 別<br>図<br>5  | 有害物質使用特定施設等の設備の構造図      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等設備の立面図、平面図、材質その他参考になるもの。主要寸法を明示する。</li> <li>・漏洩検知設備等があれば、設置箇所・検知方法に関する資料を添付する。(別紙1の2、13の関係資料として)</li> </ul>   |
| 別<br>図<br>6  | 特定施設等を含む操業系統図           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設、貯蔵指定施設を含む操業の系統を明示する(フローシート)。<br/>(別紙2、8、14の関係資料として)</li> </ul>  |
| 別<br>図<br>7  | 工場排水経路図<br>(排水口の位置図を含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場内の排水経路(工程排水の他に冷却水、生活排水、雨水も示すこと。)を排水系統別に平面図に明示する。</li> <li>・排水口(雨水専用排水口を含む)の位置を1/1,000~1/2,500程度の図面に、明示する。<br/>(別紙3、9の関係資料として)</li> </ul> |
| 別<br>図<br>8  | 汚水処理施設の構造図              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立面図、平面図及びその他参考になるもの。主要寸法(L×W×H、単位も)を明示する。</li> <li>・汚水処理施設に関連する主要機械、主要装置を含む配置図を添付する。<br/>(別紙3、9の関係資料として)</li> </ul>                        |
| 別<br>図<br>9  | 汚水等の処理系統図               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理施設・関連施設をフロー図に明示する。水量(最大値・通常値の両方)を記入すること。<br/>(別紙3、9の関係資料として)</li> </ul>  |
| 別<br>図<br>10 | 特定施設等の一覧表               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場にある全ての特定施設・有害物質貯蔵指定施設について記入する。</li> <li>・変更後の場合、変更分だけではなく全体分を記入。</li> </ul>  |
| 別<br>図<br>11 | 有害物質取扱い状況               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場内における有害物質取扱い状況、測定方法について記載する。</li> </ul>   |
| 別<br>図<br>12 | 点検等実施方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の構造について、定期点検箇所、方法、頻度に関する一覧表を作成する。</li> <li>・同様に使用方法について、第8条の7第2号に定める「管理要領」を作成する。</li> </ul>                           |

## 4 排水規制と測定義務（法第14条）

### （1）排水基準

排水水を排出する者は、排水基準に適合しない排水水を排出できません（法第12条）。

排水水とは、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水で、雨水や冷却水等を含みます。

また、排出口とは排水口の形態を備えているものに限らず、排水水を排出する全ての場所をいい、全ての排出口において排水基準に適合しなければなりません。

なお、基準には[全国一律排水基準（P.27～）](#)と、[長崎県が定める上乘せ排水基準（P.29～）](#)があり、両方を遵守することが必要です。

### （2）測定義務

（1）の基準が適用される項目については、水質汚濁防止法の改正により、平成23年4月1日より（※）年1回以上の測定が義務付けられています。

有害物質の測定は、事業場内で原材料として使用されるものも含めて、保管・使用される等、排出される可能性がある項目について測定が必要です（特定施設設置・変更届の別紙4への記載も必要）。その他項目については、排出する可能性のあるものについて必要に応じて実施して下さい。

測定は、操業状態から汚染状態がもっとも悪いと推定される時期・時刻に実施して下さい。

測定結果は「様式第8 水質測定記録表」（下図参照）に記載し、又は計量証明書等、同様の項目が記載されているものを、試料採取記録（採水日、保存方法等）、測定装置の点検記録、チャート紙等と共に3年間以上保管することが義務付けられています。保管されていない場合は罰則が適用されます。

（※）旅館業（温泉を利用するものに限る。）において、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上。

様式第8

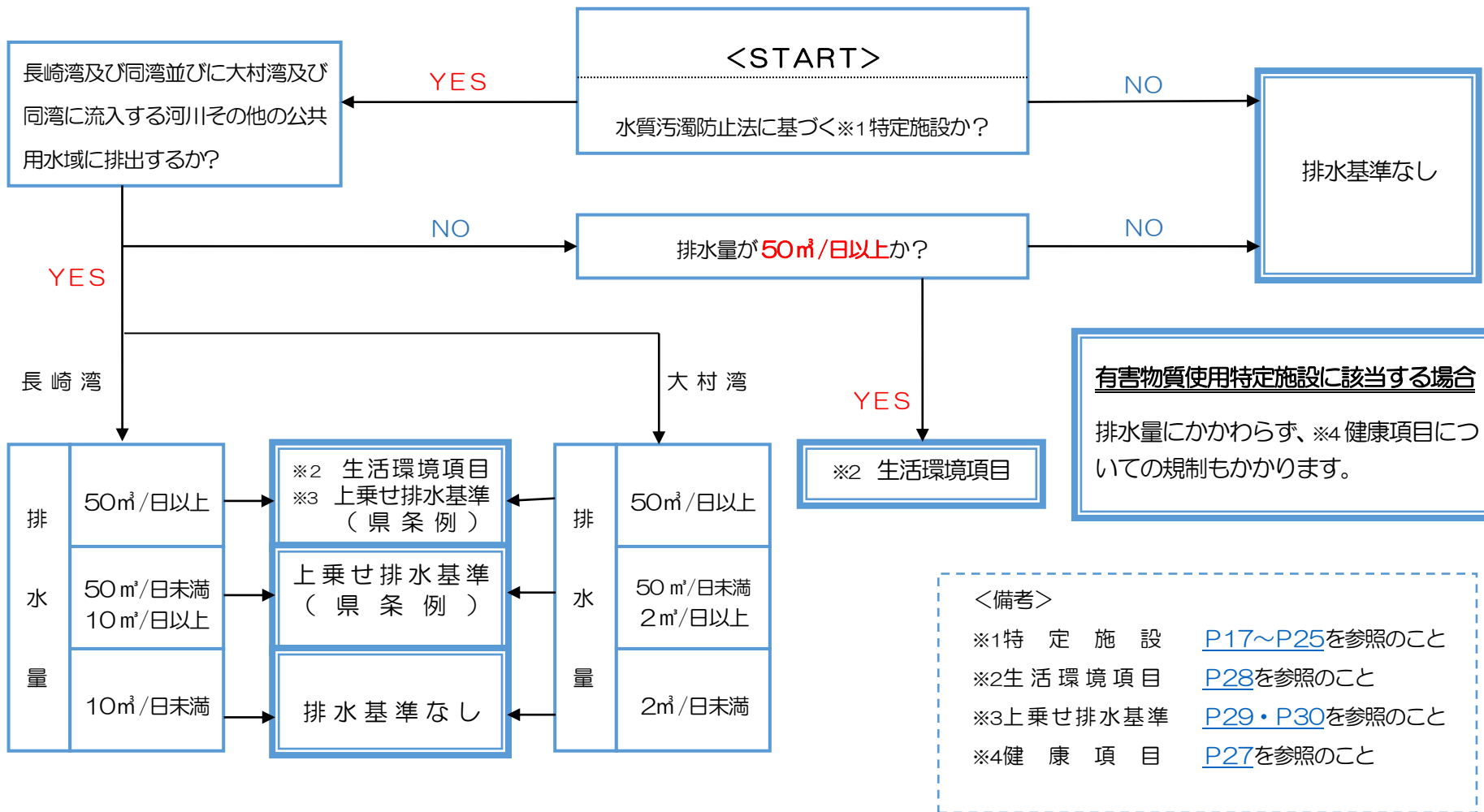
排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

| 測定年月日<br>及び時刻 | 測定場所 |                            | 特定施設の<br>使用の状況 | 採水者 | 分析者 | 測定項目 |  |  |  | 備考 |
|---------------|------|----------------------------|----------------|-----|-----|------|--|--|--|----|
|               | 名称   | 排水量<br>(m <sup>3</sup> /日) |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |
|               |      |                            |                |     |     |      |  |  |  |    |

備考1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。  
備考2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

※様式第8は長崎市ホームページにてダウンロードできます。

# 〈 水質汚濁防止法による排水規制フロー 〉



## 5 構造基準、使用基準と点検・記録義務（有害物質を取り扱う事業場）

有害物質を取り扱う工場・事業場においては、事故等による土壌・地下水汚染が懸念されることから、水質汚濁防止法で**有害物質使用特定施設**、**有害物質貯蔵指定施設**（P.1）を対象として、（1）**構造基準**、（2）**使用基準**、（3）**点検義務**が新たに定められ、平成24年6月1日に施行されました。

地下浸透を未然に防止するための構造基準として、次の2段階の基準を設けています。

|  |  |
|--|--|
| <b>新設の施設</b><br>平成24年6月1日以降に新たに設置される施設 | <b>A 基準</b><br>新設の施設を対象とした構造等に関する基準。基準の内容に応じて設定される定期点検を実施し、基準に適合していることを確認します。  |
| <b>既存の施設</b><br>平成24年5月31日以前に設置された施設   | <b>B 基準（構造基準等が適合していれば、A 基準が適用可能）</b><br>既設の施設を対象とした構造等に関する基準。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本としています。 |

※改正後3年間の猶予期間として設けられていたC基準は、平成27年5月31日までで終了しました。

### （1）構造基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の①床面・周囲、②施設から接続する配管、③排水溝等（有害物質を含む水が通る部分に限る）④地下貯蔵施設について、構造基準が定められています。

（法第12条の4）

|   | A基準  | B基準  |
|---|--|--|
| <b>① 施設本体の床面・周囲</b><br><br>→地下への浸透、施設外への流出を防止するため<規則8条の3> | 次のいずれかに適合すること。<br><br>1 次のいずれにも適合すること。<br>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。<br>□ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。<br><br>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。<br><br>3 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを（※） <u>目視により容易に確認できるもの</u><br><br>（※）日常の事業活動等において人が目視で容易に点検できる状態。下部階が他事業場であったり、倉庫であったりする場合は該当しません。 | 次のいずれかに適合すること。<br><br>1 <u>施設本体の下部に点検可能な空間がない場合</u><br>・施設下部以外 A基準1に適合<br>・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、 <u>漏えい等を検知するための装置の適切な配置</u> 又はこれと同等以上の措置が講じられていること。<br><br>2 <u>施設下部に点検可能な空間がある場合</u><br>・施設下部以外 A基準1に適合 |

② 施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備

→漏えい、地下への浸透を防止し、又は漏えい等を確認するため  
〈規則8条の4〉

次のいずれかに適合すること。

1 配管等を地上に設置する場合

次のいずれかに適合すること。

- イ 次のいずれにも適合すること。
- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
  - (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
  - (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

- 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

2 配管等を地下に設置する場合

次のいずれかに適合すること。

- イ 次のいずれにも適合すること。
- (1) トレンチの中に設置されていること。
  - (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

- 次のいずれにも適合すること。
- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
  - (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
  - (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

- ハ イ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

次のいずれかに適合すること。

1 配管等を地上に設置する場合

- ・有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。

2 配管等を地下に設置する場合

有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。

- イ トレンチの中に設置されていること。

- 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。

- ハ イ又は口と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>③ 施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備</p> <p>→地下浸透を防止するため<br/>〈規則8条の5〉</p> | <p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>□ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>  | <p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>  |
| <p>④ 地下貯蔵施設</p> <p>→漏えいを防止するため<br/>〈規則8条の6〉</p>                        | <p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>□ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を<u>確認できる措置</u>が講じられていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | <p>次のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ A基準1ハに適合</p> <p>□ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を<u>確認できる措置</u>が講じられていること。</p> <p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ A基準1ハに適合</p> <p>□ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、<u>内部にコーティング</u>が行われていること。</p> <p>3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> |

## (2) 使用基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の使用の方法について、基準が定められています。

(法第12条の4・規則第8条の7)

- 1 次のいずれにも適合すること。
- イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
- 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
- ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
- 2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

(3) 点検・記録義務

1) 施設・付帯設備の点検

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯設備の種類ごとに、点検事項と回数が定められています。(法第14条第5項、規則第9条の2の2)

なお、(※)規則第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に規定する同等の措置を講じた設備である場合は、措置に応じた事項・回数で実施することが可能です。

(※) (1) 構造基準枠内 参照

| 有害物質使用特定施設<br>若しくは<br>有害物質貯蔵指定施設<br>又は当該施設の設備  | 点検を行う事項                         | 点検の回数   |   |
|--|---------------------------------|---------|---|
|  |                                 | A基準     | B基準   |
| ① 施設本体が設置される床面及び周囲※1<br>(※)第8条の3ただし書の規定を除く)<br>(※) 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できる場合 | 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無          | 1年に1回以上 | 1年に1回以上   |
|  | 防液堤等のひび割れその他の異常の有無              | 1年に1回以上 | 1年に1回以上   |
| ② 同上<br>(第8条の3ただし書に規定する場合に限る)  | 床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無            | 1月に1回以上 |   |
| ③ 施設本体   | 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無        | 1年に1回以上 | 1年に1回以上   |
|  | 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無          | 1年に1回以上 | 1月に1回以上<br>ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数 |
| ④ 配管等(地上に設置されている場合に限る。)  | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無              | 1年に1回以上 | 6月に1回以上   |
|  | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無           | 1年に1回以上 | 6月に1回以上   |
| ⑤ 同上(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)  | 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無              | 1年に1回以上 | 6月に1回以上   |
|  | 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無           | 1年に1回以上 | 6月に1回以上   |
|  | トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 | 1年に1回以上 | 6月に1回以上   |

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <b>⑥ 同上（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</b>  | 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無       | 1年に1回以上※2<br>ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数       | /   |
|   | （B基準：配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無）  | /  |   |
| <b>⑦ 排水溝等</b>   | 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無  | 1年に1回以上※3  | 6月に1回以上   |
|   | （B基準：排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無）                                       | /  | 1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上 |
| <b>⑧ 地下貯蔵施設</b><br>（B基準該当施設のうち、<br><small>（※）規則附則第6条第1項第2号及び第3号（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る）に該当する施設にも適用）</small><br><small>（※）地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること（規則8条の6第1号ハ）、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。また、これらと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</small> | 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 | 1年に1回以上※4<br>ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数 | 同左  |
|   | （上段に該当しないB基準対象施設）   | （B基準：地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無）  | /   |

※1 「①床面及び周囲」に係るB基準適用施設は、「③施設本体」のB基準も併せて適用される。（点検趣旨として、B基準は不適合床面対策としての点検、A基準は施設本体からの漏えいの点検ということになる。）

※2 下記①又は②の場合は3年に1回以上。

①危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令55号）第62条の5の3に規定する地下埋設管であって消防



法（昭和23年法186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合

②配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合

※3 排水溝からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とする。

※4 危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3月）に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上とする。

## 2) 使用方法の点検

使用方法に係る点検は、規則第8条の7第2号で定める管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について1年に1回以上行い、記録を作成することが定められています（規則第9条の2の2、第9条の2の3）。

## 3) 記録保管義務

点検の結果については、下記の事項を記録して3年間保存する義務があります。

なお、点検により異常等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。（規則第9条の2の2、第9条の2の3）

- 1 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 2 点検年月日
- 3 点検の方法及び結果
- 4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

なお、定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合には、次の事項を記録し、3年間保存するよう努めなければなりません。

- 1 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 2 異常等を確認した年月日
- 3 異常等の内容
- 4 異常等を確認した者の氏名
- 5 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

## 6 事故時の措置（法第14条の2）

事故が起きてしまった場合、被害が広がらないように応急措置をとり、市へ事故の概要などについて届出をして下さい。

### （1）対象となる事故

① **特定事業場**における事故で、有害物質を含む水又は生活環境項目（[P.28](#)）について排水基準に適合しないおそれのある水を公共用水域へ排出するか又は地下浸透させた場合

② **指定事業場**における事故で、有害物質又は指定物質（[P.27](#)、下表参照）を含む水を公共用水域へ排出するか地下浸透させた場合

③ **貯油事業場**の貯油施設・油水分離施設を設置する事業場（[P.1 貯油施設等](#)）における事故で、油を含む水を公共用水域へ排出するか又は地下浸透させた場合

### （2）応急措置（法第18条 緊急時の措置）

（1）に掲げる事故が起き、生活環境等に被害を生じるおそれがある場合、施設の設置者は、ただちに引き続き有害物質、指定物質、油を含む水、生活環境項目の排水基準に適合しない水の排出や地下浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

### （3）市への届出

事故発生後、応急の措置を講じるとともに速やかに事故の状況及び講じた措置の概要について「水質汚濁事故報告書」を市長に届け出なければなりません。様式についてはお問い合わせください。

指定物質一覧（水質汚濁防止法第2条第4項） 60物質

|                          |                                    |                             |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| ホルムアルデヒド                 | クロロホルム                             | クロルピリホス                     |
| ヒドラジン                    | 硫酸ジメチル                             | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)           |
| ヒドロキシルアミン                | クロルピクリン                            | アラニカルブ                      |
| 過酸化水素                    | ジクロルボス (DDVP)                      | クロルデン                       |
| 塩化水素                     | オキシデプロホス (ESP)                     | 臭素                          |
| 水酸化ナトリウム                 | トルエン                               | アルミニウム及びその化合物               |
| アクリロニトリル                 | エピクロロヒドリン                          | ニッケル及びその化合物                 |
| 水酸化カリウム                  | スチレン                               | モリブデン及びその化合物                |
| アクリルアミド                  | キシレン                               | アンチモン及びその化合物                |
| アクリル酸                    | p-ジクロロベンゼン                         | 塩素酸及びその塩                    |
| 次亜塩素酸ナトリウム               | フェノブカルブ (BPMC)                     | 臭素酸及びその塩                    |
| 二硫化炭素                    | プロピザミド                             | クロム及びその化合物<br>(六価クロム化合物を除く) |
| 酢酸エチル                    | クロロタロニル (TPN)                      |                             |
| メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)  | フェントロチオン (MEP)                     | マンガン及びその化合物                 |
| 硫酸                       | イプロベンホス (IBP)                      | 鉄及びその化合物                    |
| ホスゲン                     | イソプロチオラン                           | 銅及びその化合物                    |
| 1, 2-ジクロロプロパン            | ダイアジノン                             | 亜鉛及びその化合物                   |
| クロルスルホン酸                 | イソキサチオン                            | フェノール類及びその塩類                |
| 塩化チオニル                   | クロルニトロフェン (CNP)                    | ヘキサメチレンテトラミン                |
| ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩 | ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (PFOS) 及びその塩 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (LAS) 及びその塩 |
| アニリン                     |                                    |                             |

## 7 罰則等

|      |  |   |
|------|--|---|
| 第30条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の命令に違反した者</li> <li>第8条：排水基準・特定地下浸透水の基準に係る計画変更命令等</li> <li>第13条第1項：排水基準に係る改善命令等</li> <li>第13条の2第1項：特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等</li> <li>第13条の3第1項：構造基準等に係る改善命令等</li> <li>第14条の3第1・2項：地下水の水質浄化に係る措置命令等</li> </ul>  | 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金   |
| 第31条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第12条第1項：排水基準に違反した排出水を排出した者</li> <li>• 第14条の2第4項：事故時の措置命令に違反した者</li> <li>• 第18条：緊急時の措置命令に違反した者</li> </ul>  | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金<br>(過失による第12条第1項違反は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金) |
| 第32条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>第5条：設置届</li> <li>第7条：構造等の変更届</li> </ul>   | 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金  |
| 第33条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第6条：使用届をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>• 第9条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者</li> <li>• 第14条第1・2・5項：排水及び排出水の汚濁負荷量の測定・記録・保管義務、構造・使用規準に係る点検結果の記録・保管義務に違反した者</li> <li>• 第22条第1項：市職員等が求める報告を怠り、又は虚偽の報告をした者、立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</li> <li>• 第22条第2項：汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者</li> </ul> | 30万円以下の罰金   |
| 第34条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</li> </ul>   |   |
| 第35条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</li> <li>第10条：氏名等変更届</li> <li>第11条第3項：承継届</li> <li>第14条第3項：汚濁負荷量測定手法届</li> </ul>   | 10万円以下の過料   |

### 〈 その他 〉

- 市長は、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対して、法律の施行に必要な限度において、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況等、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業場への立入検査を行わせることができます(報告及び検査 法第22条)。
- 市長は、排水を排出する者が排水基準を違反するおそれがあると認められるとき、若しくは有害物質貯蔵指定施設を設置している者が環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用、排水の排出の一時停止を命じることが出来ます(改善命令等 法第13条、法第13条の3)。

## 8 特定施設一覧

(水質汚濁防止法施行令 別表第1)

|       |  |   |  |
|-------|--|---|--|
| 一     | 鉱業又は水洗炭業の用に供するものであって、次に掲げるもの                             | イ 選鉱施設<br>ハ 抗水中和沈でん施設   | □ 選炭施設<br>ニ 掘削用の泥水分離施設                             |
| 一の二   | 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                          | イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）<br>ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） | □ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）            |
| 二     | 畜産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                              | イ 原料処理施設<br>ハ 湯煮施設  | □ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）                                  |
| 三     | 水産食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                              | イ 水産動物原料処理施設<br>□ 洗浄施設<br>ニ ろ過施設  | ハ 脱水施設<br>ホ 湯煮施設                                   |
| 四     | 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                  | イ 原料処理施設<br>ハ 圧搾施設  | □ 洗浄施設<br>ニ 湯煮施設                                   |
| 五     | みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの | イ 原料処理施設<br>ハ 湯煮施設<br>ホ 精製施設  | □ 洗浄施設<br>ニ 濃縮施設<br>ハ ろ過施設                         |
| 六     | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設   |   |  |
| 七     | 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                                | イ 原料処理施設<br>ハ ろ過施設<br>ニ 分離施設  | □ 洗浄施設（流送施設を含む。）<br>ホ 精製施設                         |
| 八     | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう                       |   |  |
| 九     | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機                                   |   |  |
| 十     | 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                                | イ 原料処理施設<br>□ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）<br>ハ 搾汁施設<br>ホ 湯煮施設                                 | ニ ろ過施設<br>ハ 蒸留施設                                   |
| 十一    | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                     | イ 原料処理施設<br>ハ 圧搾施設<br>ホ 水洗式脱臭施設   | □ 洗浄施設<br>ニ 真空濃縮施設                                 |
| 十二    | 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                             | イ 原料処理施設<br>ハ 圧搾施設  | □ 洗浄施設<br>ニ 分離施設                                   |
| 十三    | イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                              | イ 原料処理施設<br>ハ 分離施設  | □ 洗浄施設   |
| 十四    | でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ 原料浸せき施設<br>□ 洗浄施設（流送施設を含む。）<br>ハ 分離施設<br>ニ 渋だめ及びこれに類する施設                        |  |
| 十五    | ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                        | イ 原料処理施設<br>ハ 精製施設  | □ ろ過施設   |
| 十六    | 麺類製造業の用に供する湯煮施設  |   |  |
| 十七    | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設                                     |   |  |
| 十八    | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設                                  |   |  |
| 十八の二  | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                            | イ 原料処理施設<br>ハ 洗浄施設  | □ 湯煮施設   |
| 十八の三  | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                               | イ 水洗式脱臭施設<br>□ 洗浄施設   |  |
| 十九    | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                 | イ まゆ湯煮施設<br>ハ 原料浸せき施設<br>ホ シルクット機<br>ト 染色施設<br>リ のり抜き施設                           | □ 副套処理施設<br>ニ 精練機及び精練そう<br>ハ 漂白機及び漂白そう<br>チ 薬液浸透施設 |
| 二十    | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                                  | イ 洗毛施設  | □ 洗化炭施設  |
| 二十一   | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                              | イ 湿式紡糸施設<br>□ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設<br>ハ 原料回収施設                                      |  |
| 二十一の二 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー                              |   |  |
| 二十一の三 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設                                       |   |  |
| 二十一の四 | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                         | イ 湿式バーカー  | □ 接着機洗浄施設  |

|       |   |  |                                |
|-------|---|--|--------------------------------|
| 二十二   | 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ 湿式バーカー   | □ 薬液浸透施設                       |
| 二十三   | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの               | イ 原料浸せき施設<br>ハ 碎木機<br>ホ 蒸解廃液濃縮施設<br>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設<br>ト 漂白施設<br>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）<br>リ セロハン製膜施設<br>又 湿式繊維板成型施設<br>ル 廃ガス洗浄施設   | □ 湿式バーカー<br>ニ 蒸解施設             |
| 二十三の二 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの              | イ 自動式フィルム現像洗浄施設<br>□ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設  |                                |
| 二十四   | 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ ろ過施設<br>ハ 水洗式破碎施設<br>ホ 湿式集じん施設   | □ 分離施設<br>ニ 廃ガス洗浄施設            |
| 二十五   | 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの       | イ 塩水精製施設<br>※H29.8.16～削除   | □ 電解施設                         |
| 二十六   | 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ 洗浄施設<br>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機<br>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設<br>ホ 廃ガス洗浄施設  | □ ろ過施設                         |
| 二十七   | 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの        | イ ろ過施設<br>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設<br>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設<br>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設<br>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設<br>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設<br>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設<br>リ ハリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設<br>又 廃ガス洗浄施設 | □ 遠心分離機                        |
| 二十八   | カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの             | イ 湿式アセチレンガス発生施設<br>□ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設<br>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設<br>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設<br>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設<br>ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設  |                                |
| 二十九   | コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                   | イ ベンゼン類硫酸洗浄施設<br>□ 静置分離器<br>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設  |                                |
| 三十    | 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの | イ 原料処理施設<br>ハ 遠心分離機  | □ 蒸留施設<br>ニ ろ過施設               |
| 三十一   | メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                     | イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設<br>□ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設<br>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設  |                                |
| 三十二   | 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                | イ ろ過施設<br>□ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設<br>ハ 遠心分離機  | ニ 廃ガス洗浄施設                      |
| 三十三   | 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ 縮合反応施設<br>ハ 遠心分離機<br>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設<br>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設<br>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設<br>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設<br>リ 廃ガス洗浄施設   | □ 水洗施設<br>ニ 静置分離器<br>又 湿式集じん施設 |
| 三十四   | 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ ろ過施設<br>ハ 水洗施設<br>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器  | □ 脱水施設<br>ニ ラテックス濃縮施設          |
| 三十五   | 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                     | イ 蒸留施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設  | □ 分離施設                         |
| 三十六   | 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの                       | イ 廃酸分離施設<br>ハ 湿式集じん施設  | □ 廃ガス洗浄施設                      |

|       |   |  |                                 |
|-------|---|--|---------------------------------|
| 三十七   | 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの | イ 洗浄施設<br>ハ ろ過施設<br>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設<br>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設<br>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設<br>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設<br>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設<br>又 シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設<br>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設<br>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設<br>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器<br>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設<br>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設<br>タ 廃ガス洗浄施設 | □ 分離施設                          |
| 三十八   | 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ 原料精製施設   | □ 塩析施設                          |
| 三十八の二 | 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・シオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）   |  |                                 |
| 三十九   | 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ 脱酸施設   | □ 脱臭施設                          |
| 四十    | 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設  |  |                                 |
| 四十一   | 香料製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの  | イ 洗浄施設   | □ 抽出施設                          |
| 四十二   | ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 原料処理施設<br>ハ 洗浄施設   | □ 石灰づけ施設                        |
| 四十三   | 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設  |  |                                 |
| 四十四   | 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 原料処理施設   | □ 脱水施設                          |
| 四十五   | 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設  |  |                                 |
| 四十六   | 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 水洗施設<br>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設<br>ニ 廃ガス洗浄施設   | □ ろ過施設                          |
| 四十七   | 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ 動物原料処理施設<br>ハ 分離施設<br>ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）<br>ホ 廃ガス洗浄施設   | □ ろ過施設                          |
| 四十八   | 火薬製造業の用に供する洗浄施設   |  |                                 |
| 四十九   | 農薬製造業の用に供する混合施設   |  |                                 |
| 五十    | 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設  |  |                                 |
| 五十一   | 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 脱塩施設<br>ハ 脱硫施設<br>ホ 潤滑油洗浄施設  | □ 原油常圧蒸留施設<br>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 |
| 五十一の二 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設                                    |  |                                 |
| 五十一の三 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設   |  |                                 |
| 五十二   | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 洗浄施設<br>ハ タンニンづけ施設<br>ホ 染色施設   | □ 石灰づけ施設<br>ニ クロム溶施設            |

|       |  |                         |           |
|-------|--|-------------------------|-----------|
| 五十三   | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | イ 研磨洗浄施設                | □ 廃ガス洗浄施設 |
| 五十四   | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ 抄造施設                  | □ 成型機     |
| 五十五   | 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント  | ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）     |           |
| 五十六   | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設   |                         |           |
| 五十七   | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設  |                         |           |
| 五十八   | 窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ 水洗式破碎施設               | □ 水洗式分別施設 |
| 五十九   | 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | ハ 酸処理施設                 | 二 脱水施設    |
| 六十    | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設   | イ 水洗式破碎施設               | □ 水洗式分別施設 |
| 六十一   | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | イ タール及びガス液分離施設          |           |
| 六十二   | 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | □ ガス冷却洗浄施設              | ハ 圧延施設    |
| 六十三   | 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの  | 二 焼入れ施設                 | ホ 湿式集じん施設 |
| 六十三の二 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設  | イ 還元そう                  |           |
| 六十三の三 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設  | □ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）     |           |
| 六十四   | ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの   | ハ 焼入れ施設                 | 二 水銀精製施設  |
| 六十四の二 | 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） | ホ 廃ガス洗浄施設               | ハ 湿式集じん施設 |
| 六十五   | 酸又はアルカリによる表面処理施設   | イ 焼入れ施設                 | □ 電解式洗浄施設 |
| 六十六   | 電気めっき施設  | ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設     |           |
| 六十六の二 | エチレンオキシド又は一・四 - シオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）   | 二 水銀精製施設                | ホ 廃ガス洗浄施設 |
| 六十六の三 | 旅館業（旅館業法（昭和三十二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの                   | イ タール及びガス液分離施設          |           |
| 六十六の四 | 共同調理場（学校給食法（昭和三十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）                                     | □ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） |           |
| 六十六の五 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  | イ 沈でん施設                 | □ ろ過施設    |
| 六十六の六 | 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  | イ ちゅう房施設                | □ 洗濯施設    |
| 六十六の七 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食を認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）  | ハ 入浴施設                  |           |
| 六十六の八 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）   |                         |           |

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 六十七           | 洗濯業の用に供する洗浄施設   |   |
| 六十八           | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設  |   |
| 六十八の二<br>参一4  | 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの   | イ ちゅう房施設<br>ハ 入浴施設  |
| 六十九           | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設  |   |
| 六十九の二<br>参一5  | 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） | イ 卸売業<br>□ 仲卸売業   |
| 七十<br>参一6     | 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）   |   |
| 七十の二<br>参一7   | 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）   |   |
| 七十一           | 自動式車両洗浄施設   |   |
| 七十一の二<br>参一8  | 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの  | イ 洗浄施設<br>□ 焼入れ施設   |
| 七十一の三<br>参一9  | 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設  |   |
| 七十一の四<br>参一10 | 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち次に掲げるもの   | イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの<br>□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設 |
| 七十一の五         | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）  |   |
| 七十一の六         | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）  |   |
| 七十二<br>参一11   | し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）   |   |
| 七十三           | 下水道終末処理施設   |   |
| 七十四           | 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）  |   |

この表は、水質汚濁防止法施行令別表第1です。これらの施設を設置しようとする者又は設置している者は、水質汚濁防止法の適用を受けます。ただし、放射性物質、鉱山、電気工作物、廃油処理施設に関するものは、一部適用除外があります。



### 参 - 1 水道法

|     |            |   |
|-----|------------|---|
| 第三条 | 第一項<br>第八号 | この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。 |
|-----|------------|---|

#### 工業用水道事業法

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 第二条 | 第六項 | この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。 |
|-----|-----|--|

### 参 - 2 旅館業法

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 第二条 | 第一項 | この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 |
|-----|-----|--|

### 参 - 3 学校給食法

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 第六条 |  | 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。 |
|-----|--|--|

### 参 - 4 医療法

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 第一条の五 | 第一項 | この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。 |
|-------|-----|---|

### 参 - 5 卸売市場法

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 第二条 | 第二項 | この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。 |
|-----|-----|--|

### 参 - 6 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 第三条 | 第十四項 | 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。 |
|-----|------|--|

### 参 - 7 道路運送車両法

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 第七十七条 | 第一項 | 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。 |
|       | 第一号 | 普通自動車特定整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）                   |
|       | 第二号 | 小型自動車特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）                           |
|       | 第三号 | 軽自動車特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう。）                                   |

## 参 - 8 水質汚濁防止法施行規則

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 第一条の二 | 令別表第一第七十一号の二の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 |   |
|       | 第一号                                    | 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）   |
|       | 第二号                                    | 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）   |
|       | 第三号                                    | 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前二号に該当するものを除く。） |
|       | 第四号                                    | 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設               |
|       | 第五号                                    | 保健所   |
|       | 第六号                                    | 検疫所   |
|       | 第七号                                    | 動物検疫所   |
|       | 第八号                                    | 植物防疫所   |
|       | 第九号                                    | 家畜保健衛生所   |
|       | 第十号                                    | 検査業に属する事業場  |
|       | 第十一号                                   | 商品検査業に属する事業場  |
|       | 第十二号                                   | 臨床検査業に属する事業場  |
|       | 第十三号                                   | 犯罪鑑識施設  |

## 参 - 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

|        |     |   |   |
|--------|-----|---|---|
| 第二条    | 第四項 | この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。  |   |
|        |     | 第一号   | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物   |
|        |     | 第二号   | 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。） |
| 第八条    | 第一項 | 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。））、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 |   |
| 第十四条   | 第六項 | 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを処分する者として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。   |   |
| 第十四条の四 | 第六項 | 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。   |   |
| 第十五条   | 第一項 | 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  |   |

参 - 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

|        |  |
|--------|--|
| 第七条    | 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。   |
| 第一号    | 汚泥の脱水施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの   |
| 第三号    | 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの<br>イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの<br>ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの<br>ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの                     |
| 第四号    | 廃油の油水分離施設であって、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）  |
| 第五号    | 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）<br>イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの<br>ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの<br>ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの |
| 第六号    | 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの   |
| 第八号    | 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの<br>イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの<br>ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの  |
| 第十一号   | 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設   |
| 第十二号   | 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設  |
| 第十二号の二 | 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設  |
| 第十三号   | ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設  |
| 第十三号の二 | 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの<br>イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの<br>ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの  |

参 - 11 建築基準法施行令

|       |     |  |  |
|-------|-----|--|--|
| 第三十二条 | 第一項 | 尿尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定より定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。 |  |
|       | 第一号 | 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。   |  |

| 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域          | 処理対象人員<br>(単位 人) | 性 能                          |   |
|-------------------------------|------------------|------------------------------|---|
|                               |                  | 生物化学的酸素要求量の除去率<br>(単位 パーセント) | 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) |
| 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域 | 50以下             | 65以上                         | 90以下  |
|                               | 51以上500以下        | 70以上                         | 60以下  |
|                               | 501以上            | 85以上                         | 30以下  |
| 特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域 |                  | 55以上                         | 120以下   |
| その他の区域                        | 500以下            | 65以上                         | 90以下  |
|                               | 501以上2,000以下     | 70以上                         | 60以下  |
|                               | 2,001以上          | 85以上                         | 30以下  |

- 一 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。
- 二 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

|  |     |  |
|--|-----|--|
|  | 第二号 | 放流水に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。   |
|  | 第二項 | 特定行政庁が地下浸透方式により汚物（便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあっては雑排水を含む。次項及び第三十五条第一項において同じ。）を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。 |

| 性 能                          |   |                               |
|------------------------------|---|-------------------------------|
| 一次処理装置による浮遊物質量の除去率(単位 パーセント) | 一次処理装置からの流出に含まれる浮遊物質<br>量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 地下浸透能力                        |
| 55以上                         | 250以下                                       | 一次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。 |

この表において、一次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を一次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいうものとする。

|  |     |  |  |
|--|-----|--|--|
|  | 第三項 | 次の各号に掲げる場合における汚物処理性能に関する技術的基準は、第一項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、汚物を当該各号の定める基準に適合するよう処理する性能及び同項第二号に掲げる性能を有するものであることとする。 |  |
|  |     | 第一号  | 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定による排水基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合当該排水基準 |
|  |     | 第二号  | 浄化槽法第四条第一項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げる生物化学的酸素要求量に関する基準より厳しい排水基準が定められ、又は生物化学的酸素要求量以外の項目に関しても基準が定められている場合当該技術上の基準                   |



## 9 国が定める排水基準(一律排水基準)【法第3条第1項】

(1) 有害物質に係る排水基準 【健康項目(28物質)】

排水基準を定める省令 別表第1

| 有害物質の種類                                      | 許容限度<br>(mg/L)                                      |
|--|---|
| カドミウム及びその化合物(Cd)                             | 0.03  |
| シアン化合物(CN)                                   | 1   |
| 有機燐化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。) | 1   |
| 鉛及びその化合物(Pb)                                 | 0.1   |
| 六価クロム化合物(Cr(6))                              | 0.2   |
| 砒素及びその化合物(As)                                | 0.1   |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(Hg)                      | 0.005   |
| アルキル水銀化合物(R-Hg)                              | 検出されないこと  |
| ポリ塩化ビフェニル(PCB)                               | 0.003   |
| トリクロロエチレン                                    | 0.1   |
| テトラクロロエチレン                                   | 0.1   |
| ジクロロメタン                                      | 0.2   |
| 四塩化炭素  | 0.02  |
| 1, 2-ジクロロエタン                                 | 0.04  |
| 1, 1-ジクロロエチレン                                | 1   |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン                             | 0.4   |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン                             | 3   |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン                             | 0.06  |
| 1, 3-ジクロロプロペン                                | 0.02  |
| チウラム   | 0.06  |
| シマジン   | 0.03  |
| チオベンカルブ                                      | 0.2   |
| ベンゼン(Bz)                                     | 0.1   |
| セレン及びその化合物(Se)                               | 0.1   |
| ほう素及びその化合物(B)                                | 海域以外 10<br>海域 230                                   |
| ふっ素及びその化合物(F)                                | 海域以外 8<br>海域 15                                     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物                | (※) 100<br>(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 |
| 1, 4-ジオキサン                                   | 0.5   |

※ 健康項目は、すべての特定事業場からの排水について適用されます。

排水基準のうち、アルキル水銀化合物の「検出されないこと」とは、0.0005mg/L未満のこととなります。

(2) 生活環境項目に係る排水基準 【生活環境項目（15項目）】

排水基準を定める省令 別表第2

| 項 目                           | 許 容 限 度                         |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 水素イオン濃度（水素指数）（pH）             | 海域以外 5.8～8.6<br>海域 5.0～9.0      |
| 生物化学的酸素要求量（BOD）               | (mg/L) 160（日間平均 120）            |
| 化学的酸素要求量（COD）                 | (mg/L) 160（日間平均 120）            |
| 浮遊物質（SS）                      | (mg/L) 200（日間平均 150）            |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>（鉱油類含有量）   | (mg/L) 5                        |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>（動植物油類含有量） | (mg/L) 30                       |
| フェノール類含有量                     | (mg/L) 5                        |
| 銅含有量（Cu）                      | (mg/L) 3                        |
| 亜鉛含有量（Zn）                     | (mg/L) 2                        |
| 溶解性鉄含有量（Fe）                   | (mg/L) 10                       |
| 溶解性マンガン含有量（Mn）                | (mg/L) 10                       |
| クロム含有量（Cr）                    | (mg/L) 2                        |
| 大腸菌群数 ※R7.3.31 まで             | (個/cm <sup>3</sup> ) 日間平均 3,000 |
| 大腸菌数 ※R7.4.1 から               | (CFU/mL) 日間平均 800               |
| 窒素含有量（N）                      | (mg/L) 120（日間平均 60）             |
| 燐含有量（P）                       | (mg/L) 16（日間平均 8）               |

※ 生活環境項目は、平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>/日以上である特定事業場からの排水について適用されます。

生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼以外への排水に、化学的酸素要求量は海域及び湖沼への排水に適用されます。

窒素含有量・燐含有量は、長崎湾及び同湾に流入する公共用水域に排出される排水、大村湾及び同湾に流入する公共用水域に排出される排水、大池、落矢ダム貯水池、鹿尾ダム貯水池、黒浜ダム貯水池、神浦ダム貯水池、小ヶ倉ダム貯水池、式見ダム貯水池、鳴見ダム貯水池、西山高部ダム貯水池、本河内高部ダム貯水池、本河内低部ダム貯水池、浦上ダム貯水池及びこれらの湖沼に流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。

（昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼））

（平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域））

## 10 県が定める排水基準【上乗せ排水基準（県条例）】

長崎市では、法による一律排水基準とは別に、県条例（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例）によって長崎湾及び大村湾の汚濁防止のため、長崎湾及び同湾に流入する河川その他の公共用水域（大村湾についても同様）に、特定事業場からの排水水について、生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量・浮遊物質量の3項目について、上乗せ排水基準を定め、規制を強化しています。

別表第1（第2条関係）

（昭和47年12月23日公布、平成17年3月1日一部改正）

| 区 域                      |                | 長崎湾（長崎市四郎ヶ島西端と香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域）及び同湾に流入する河川その他の公共用水域 |                 |                 |                 |                 |                 |     |    |
|--------------------------|----------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|----|
| 区 分                      |                | し尿処理施設のみを設置する特定事業場                                       |                 | その他の特定事業場       |                 |                 |                 |     |    |
|                          |                | 新設のもの  |                 | 既設のもの           |                 | 新設のもの           |                 |     |    |
|                          |                | 下水道処理区域に所在するもの   |                 | その他の区域に所在するもの   |                 |                 |                 |     |    |
| 1日の平均的排水量<br>（単位 立方メートル） |                | 10以上   | 10以上            | 500以上           | 50以上<br>500未満   | 10以上<br>50未満    | 10以上            |     |    |
| 許容限度                     | 生物化学的<br>酸素要求量 | 日間平均   | 30              | 20              | 20              | 120             | 300             | 20  |    |
|                          |                | 最大   | 40              | 25              | 25              | 160             | 360             | 25  |    |
| 単位<br>一リットル              | につき<br>ミリグラム   | 化学的<br>酸素要求量   | 日間平均            | 30              | 20              | 20              | 120             | 300 | 20 |
|                          |                |  | 最大              | 40              | 25              | 25              | 160             | 360 | 25 |
|                          | 浮遊物質<br>量      | 日間平均   | 50              | 40              | 40              | 150             | 350             | 40  |    |
|                          |                | 最大   | 60              | 50              | 50              | 200             | 450             | 50  |    |
| 適用の日                     |                | 昭和48年<br>4月1日から  | 昭和49年<br>1月1日から | 昭和49年<br>1月1日から | 昭和49年<br>1月1日から | 昭和49年<br>1月1日から | 昭和48年<br>4月1日から |     |    |

備考

- 「新設のもの」とは、昭和48年4月1日以後、特定施設を設置する工場又は事業場（同日前から設置の工事をしているものを除く。）をいう
- 「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する「処理区域」をいう。
- その他の特定事業場で既設のもののうち水産食料品製造業、製あん業及び動物系飼料又は有機質肥料製造業については、適用の日は、昭和49年10月1日からとする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水水に限り適用する。



|                            |                |      |  |             |               |              |              |                |      |               |              |
|----------------------------|----------------|------|--|-------------|---------------|--------------|--------------|----------------|------|---------------|--------------|
| 区 域                        |                |      | 大村湾(西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90メートルの地点(北緯33度6分35秒、東経129度47分40秒の点(佐世保市崎岡町潮位観測所跡地))の270度線及び陸岸により囲まれた海域)及び同湾に流入するすべての河川その他の公共用水域 |             |               |              |              |                |      |               |              |
| 区 分                        |                |      | 既設のもの  |             |               |              |              | 新設のもの          |      |               |              |
|                            |                |      | 下水道処理区域に所在するもの   |             | その他の区域に所在するもの |              |              | 下水道処理区域に所在するもの |      | その他の区域に所在するもの |              |
| 1日の平均的排水量<br>(単位 立方メートル)   |                |      | 10以上   | 2以上<br>10未満 | 50以上          | 20以上<br>50未満 | 10以上<br>20未満 | 2以上            | 50以上 | 20以上<br>50未満  | 10以上<br>20未満 |
| 許容限度<br>単位<br>につき<br>ミリグラム | 生物化学的<br>酸素要求量 | 日間平均 | 20   | 20          | 20            | 60           | 60           | 20             | 20   | 60            | 60           |
|                            |                | 最大   | 30   | 30          | 30            | 80           | 80           | 30             | 30   | 80            | 80           |
|                            | 化学的<br>酸素要求量   | 日間平均 | 20   | 20          | 20            | 60           | 60           | 20             | 20   | 60            | 60           |
|                            |                | 最大   | 30   | 30          | 30            | 80           | 80           | 30             | 30   | 80            | 80           |
|                            | 浮遊物質<br>量      | 日間平均 | 40   | 40          | 40            | 80           | 80           | 40             | 40   | 80            | 80           |
|                            |                | 最大   | 50   | 50          | 50            | 100          | 100          | 50             | 50   | 100           | 100          |
| 適用の日                       |                |      | 昭和63年1月1日から  | 昭和64年1月1日から | 昭和63年1月1日から   |              | 平成3年1月1日から   | 昭和63年1月1日から    |      |               | 昭和64年1月1日から  |

## 備考

- 「新設のもの」とは、昭和63年1月1日以降特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを除く。)をいい、「既設のもの」とは、新設のもの以外の特定施設を設置する工場又は事業場(昭和63年1月1日において既に着工されているものを含む。)をいう。
- 「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- (省略)

# 11 環境基準

## (1) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭46環告59(水質汚濁に係る環境基準について 別表2))

### ア 河川(湖沼を除く。)

| 項目<br>類型  | 基準値             |                     |                      |               |                       |
|---|-----------------|---------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
|   | 水素イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS)         | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                  |
| AA  | 6.5以上<br>8.5以下  | 1mg/L以下             | 25mg/L以下             | 7.5mg/L以上     | 20 CFU<br>/100ml以下    |
| A   | 6.5以上<br>8.5以下  | 2mg/L以下             | 25mg/L以下             | 7.5mg/L以上     | 300 CFU<br>/100ml以下   |
| B   | 6.5以上<br>8.5以下  | 3mg/L以下             | 25mg/L以下             | 5mg/L以上       | 1,000 CFU<br>/100ml以下 |
| C   | 6.5以上<br>8.5以下  | 5mg/L以下             | 50mg/L以下             | 5mg/L以上       | —                     |
| D   | 6.0以上<br>8.5以下  | 8mg/L以下             | 100mg/L以下            | 2mg/L以上       | —                     |
| E   | 6.0以上<br>8.5以下  | 10mg/L以下            | ごみ等の浮遊が認め<br>られないこと。 | 2mg/L以上       | —                     |
| <b>水域類型</b><br>浦上川 (1) (川平取水堰より上流) : A<br>浦上川 (2) (大井手川浦上貯水池えん堤より上流) : A<br>浦上川 (3) (浦上川(1)、浦上川(2)を除く水域) : C<br>中島川 (1) (本河内低部貯水池えん堤より上流) : A<br>中島川 (2) (西山高部貯水池えん堤より上流) : A<br>中島川 (3) (中島川(1)、中島川(2)を除く水域) : A<br>鹿尾川 (全域) : A<br>八郎川 (全域) : A<br>神浦川 (全域) : A<br>西海川 (全域) : A<br>手崎川 (全域) : A |                 |                     |                      |               |                       |

### イ 海域

| 項目<br>類型   | 基準値             |                   |               |                     |                     |     |               |                |
|--|-----------------|-------------------|---------------|---------------------|---------------------|-----|---------------|----------------|
|  | 水素イオン濃度<br>(pH) | 化学的酸素要求量<br>(COD) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                | n-ヘキサン抽出<br>物質(油分等) | 類型  | 全窒素<br>(N)    | 全燐<br>(P)      |
| A  | 7.8以上<br>8.3以下  | 2mg/L以下           | 7.5mg/L以上     | 300 CFU<br>/100ml以下 | 検出されないこと            | II  | 0.3mg/L<br>以下 | 0.03mg/L<br>以下 |
| B  | 7.8以上<br>8.3以下  | 3mg/L以下           | 5mg/L以上       | —                   | 検出されないこと            | III | 0.6mg/L<br>以下 | 0.05mg/L<br>以下 |
| <b>水域類型</b><br>長崎湾 (1) (長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域) : B III<br>長崎湾 (2) (長崎市四郎ヶ島西端と香焼町長刀崎を結ぶ線及び<br>陸岸に囲まれた海域のうち長崎湾(1)を除く海域) : A II<br>長崎湾 (1)、長崎湾 (2)以外の長崎市沿岸海域 : A<br>※長崎湾及び網場湾は、大腸菌数の基準を適用しない。 |                 |                   |               |                     |                     |     |               |                |

## (2) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭46環告59(水質汚濁に係る環境基準について 別表1))

| 項目               | 基準値<br>(mg/L) | 項目               | 基準値<br>(mg/L) |
|------------------|---------------|------------------|---------------|
| カドミウム (Cd)       | 0.003         | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006         |
| 全シアン (CN)        | 検出されないこと。     | トリクロロエチレン        | 0.01          |
| 鉛 (Pb)           | 0.01          | テトラクロロエチレン       | 0.01          |
| 六価クロム (Cr(6))    | 0.02          | 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002         |
| 砒素 (As)          | 0.01          | チウラム             | 0.006         |
| 総水銀 (T-Hg)       | 0.0005        | シマジン             | 0.003         |
| アルキル水銀 (R-Hg)    | 検出されないこと。     | チオベンカルブ          | 0.02          |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB)  | 検出されないこと。     | ベンゼン (Bz)        | 0.01          |
| ジクロロメタン          | 0.02          | セレン (Se)         | 0.01          |
| 四塩化炭素            | 0.002         | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10            |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004         | ふっ素 (F)          | 0.8           |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1           | ほう素 (B)          | 1             |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04          | 1, 4-ジオキサソ       | 0.05          |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1             |                  |               |

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

## (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平9環告10 別表)

| 項目              | 基準値<br>(mg/L) | 項目               | 基準値<br>(mg/L) |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| カドミウム (Cd)      | 0.003         | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1             |
| 全シアン (CN)       | 検出されないこと。     | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006         |
| 鉛 (Pb)          | 0.01          | トリクロロエチレン        | 0.01          |
| 六価クロム (Cr(6))   | 0.02          | テトラクロロエチレン       | 0.01          |
| 砒素 (As)         | 0.01          | 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002         |
| 総水銀 (T-Hg)      | 0.0005        | チウラム             | 0.006         |
| アルキル水銀 (R-Hg)   | 検出されないこと。     | シマジン             | 0.003         |
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) | 検出されないこと。     | チオベンカルブ          | 0.02          |
| ジクロロメタン         | 0.02          | ベンゼン (Bz)        | 0.01          |
| 四塩化炭素           | 0.002         | セレン (Se)         | 0.01          |
| クロロエチレン         | 0.002         | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10            |
| 1, 2-ジクロロエタン    | 0.004         | ふっ素 (F)          | 0.8           |
| 1, 1-ジクロロエチレン   | 0.1           | ほう素 (B)          | 1             |
| 1, 2-ジクロロエチレン   | 0.04          | 1, 4-ジオキサソ       | 0.05          |

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。